

退団者(社)の一覧表

○=任意脱退 ■=健取団からの勧告による脱退又は、虚偽報告による脱退 ●=除 名

※消費者トラブル未然防止上、1年間は公表致します。 関係機関からの問い合わせについては詳細説明可。
また、卸業等の正会員以外でも、除名処分の場合は、本表に公表致します。

平成29年10月01日 ～ 平成30年01月26日 現在				
正会員又は、暫定準会員名	発 生 日	本 社	販売形態	備 考
● 除 名 株式会社レーベン	H30 01.26 除名	愛知県 春日井市	宣伝講習販売	1. 除名処分 (定款 第8条に基づき除名) 2. 健康食品、寝装具、健康関連品 3. 平成30年1月26日現在、 破産手続開始申立。

●平成29年9月以前の除名処分又は、任意脱退は別途となりますので、健取団までお問い合わせ下さい。
但し、お問い合わせ、上記の退団（脱退）理由については、関係機関からの要請のみお応え（情報提供）致します。

健康関連取引適正事業団＝ 健取団という

健取団を脱退（脱退、除名等）した場合の誓約事項

●健取団を脱退（任意脱退、除名など）した場合の誓約事項は、下記の通りですので、ご確認下さい。
尚、下記の2～5については、不正使用した場合は、違法行為となりますので、健取団迄お知らせ下さい。
記

1. 全国全ての消費者行政担当課、消費生活センター、消費者団体、警察機関並びに、健取団の関係先などへ除名処分した旨のお知らせを健取団より送付する。（健取団の会員ではない旨の公文書通知）
2. 健取団の脱退後は、健取団の名称使用は一切禁止にて、健取団が監修して発行している「法定書面（領収証・商品申込売買契約書）」、「安心のしおり」並びに、「販売員身分証明書」（返却する）は、除名処分日以降、一切の使用を禁止する。（著作権の侵害、不実告知などに抵触）
尚、貴社にある在庫として残っている「法定書面（領収証・商品申込売買契約書）」及び、「安心のしおり」の全ては、貴社が貴社の責任を以て、速やかに廃棄して頂く。
3. イベント会場内外に掲示している「会員証、加盟会社（加盟店）証、店舗の趣旨説明、往來自由、返品のご案内」の5点全てを貴社が貴社の責任を以て、速やかに廃棄して頂く。
4. 健取団が監修した商品パンフレット、勧誘用チラシ並びに、各種印刷物については、健取団の名称、監修記号番号、ホームページアドレスなど全てを削除して頂く。
(無断使用した場合は、名称の無断使用、著作権侵害、損害賠償などで訴訟の対象となり、健取団名を使用すると不実告知となるケースである。)
5. 「販売員身分証明書」については、健取団へ速やかに返却すること。
6. その他の厳守事項については、健取団の定款を厳守すること。